

【騒音の特定施設】

- ・「法律」＝騒音規制法に定める特定施設（騒音規制法施行令別表第一）
- ・「条例」＝宮城県公害防止条例に定める特定施設（公害防止条例施行規則別表第一第四号）

番号	法律	条例	施設の種類		規模又は能力
1	○	○	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				ロ 製管機械	
				ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	
				ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上
				ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ト 鍛造機	
2	○	○	空気圧縮機（騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	○	○	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）		
5	○	○	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上
				ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	○	○	穀物用製粉機（ロール式のものに限る）		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
7	○	○	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
				ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ハ 碎木機	
				ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の 定格出力が 15kW 以上、 木工用のものにあつては原動機の 定格出力が 2.25kW 以上
				ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の 定格出力が 15kW 以上、 木工用のものにあつては原動機の 定格出力が 2.25kW 以上
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上				
8	○	○	抄紙機		
9	○	○	印刷機械（原動機を用いるものに限る）		
10	○	○	合成樹脂用射出成形機		
11	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）		

番号	法律	条例	施設の種類	規模又は能力
12		○	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（両施設とも、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上
13		○	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上
14		○	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間あたり 15 リットル以上
15		○	繊維工業の用に供する施設	(1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 紡糸機
16		○	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17		○	金属製品の製造の用に供する施設	(1) ニューマチックハンマー (2) 製てい機 (3) 製びょう機 (4) 打抜機 (5) 研削機
				電動機の定格出力が 2.25kW 以上
				電動機の定格出力が 1.5kW 以上
18		○	土石、鋳物又はガラスの加工の用に供する施設	(1) 切断機 (2) せん孔機 (3) 研磨機